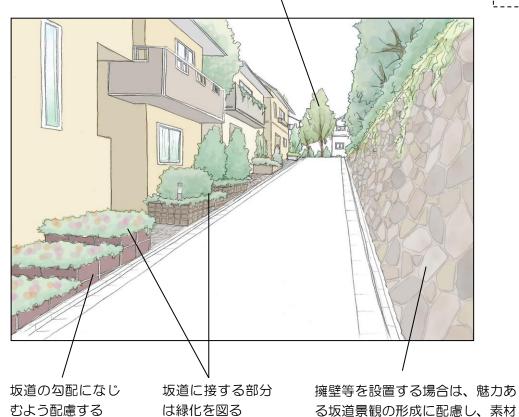
①坂道基準

アイストップとなる場所では、配置・意匠の工 夫や植栽など、坂道からの見え方に配慮する

第3章 (p.50)



#### ②歴史·文化的建造物等基準

歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する

や意匠等を工夫する

第3章 (p.53)



敷地外周部は緑 化を図る

外壁や塀などは、歴史・文化的建造物 等との調和を図る

# ③まちのまとまり基準

## ア)低層住宅地基準

第3章 (p.55)

周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、 落ち着いたまち並みとの調和を図る



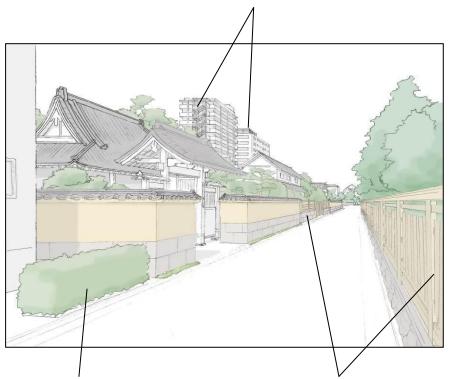
緑や彩り豊か な花木を植え ることなどを 配慮する

外構計画 は、まち並 みの表情 づくりに 配慮する

## イ)寺町基準

寺社からの見え方に配慮し、建築物に附帯 する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階 段などが目立たないよう工夫する

第3章 (p.58)



敷地外周部は緑化 を図る

意匠・素材などは、寺社の集積により培われた落ち着きのあるまち並みとの調和を図る

#### ウ) 下町風情あるまち基準

意夫に的情並ない をこちなるとの が下るとの を図る



道路に面する部分においては緑化を図る

#### 4幹線道路等基準

交差点に顔を向けた配置とする。また、建物 正面の意匠や植栽などを工夫する。 意匠などは、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図るよう工夫する

# 第 3 章 (p.63)

幹線道路等に対して建築物の顔を向けるな ど、周辺建築物との連続性を図る



快適で潤いのある街路 景観を創出する 建築物の側面の見え方にも配慮し、無表情で平滑な印象とならないよう意匠等を工 夫する

建築物の側面や裏側に付帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する

### 5拠点基準

第3章 (p.65)



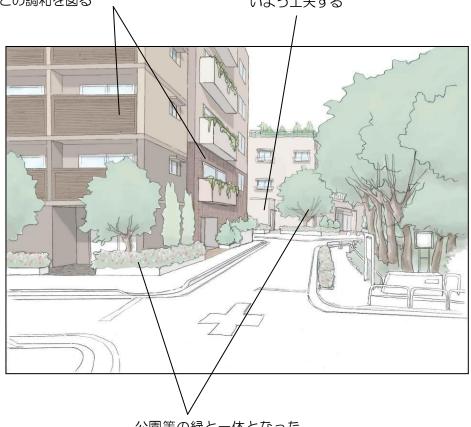
形態・意匠を工夫し、魅力ある 景観形成に配慮する

賑わいの連続性に配慮するよう配置・形態・意匠を工夫する

## ⑥緑のまとまり基準

外壁や塀の意匠などは、公園等の緑 との調和を図る 建築物に附帯する室外機・配管設備・ ダクト類や屋外階段などが目立たな いよう工夫する

第3章 (p.68)



公園等の緑と一体となった 空間づくりを行う